

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会

第27回理事会議事次第

日時：令和元年7月6日（土） 10:00～12:00

場所：沖縄県教職員共済会館 八汐荘小会議室

1 開 会

2 議 事

(1) サウジアラムコ助成事業について

2019年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業に係る募集要領及び
審査会構成員について

(2) 法人化について

(3) 丸の内キッズジャンボリーについて

(4) 監査役からの指摘事項

(5) ドメインの取得とwebサーバーの契約

(6) 旅費と謝金の取扱いについて

資料1：サウジアラムコ助成事業について

資料2：法人化について

資料3：丸の内キッズジャンボリーについて

資料4：監査役からの指摘事項

資料5：ドメインの取得とwebサーバーの契約

資料6：旅費と謝金の取扱いについて

役員名簿

役 職	名 前	出 欠
会 長	中野 義勝	
副会長	八重山サンゴ礁保全協議会 吉田 稔	
理 事	安部 真理子	
	泡瀬干潟を守る連絡会 桑江 直哉	
	案納 昭則	
	NPO 法人沖縄エコツーリズム推進協議会 山岸 豊	
	沖縄県衛生環境研究所 友寄 喜貴	
	沖縄県環境部自然保護課 比嘉 貢	
	沖縄県立博物館・美術館 菊川 章	
	沖縄リーフチェック研究会 安部 真理子	
	鹿熊 信一郎	委任状
	梶原 健次	
	環境省沖縄奄美自然環境事務所 広野 行男	
	木村 匡	
	有限会社コーラルクエスト 岡地 賢	委任状
	後藤 亜樹	
	WWF ジャパン 小林 俊介	
	一般社団法人渡嘉敷ダイビング協会 平田 春吉	
藤田 喜久	委任状	
宮古島マリンリゾート協同組合 新村 一広		
監査役	沖縄県環境部環境整備課	
	佐藤 崇範	委任状

(1) サウジアラムコ助成事業について

2019 年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業に係る各種要領と要綱、スケジュール、審査会構成員

※アラムコ社より今年の8月に追加支援をいただく予定となっていることから、総会では、前回理事会で示した 2019 年度予算案や事業計画案に助成事業を追加したものを提示している。ただ、追加支援を受けるにあたり、これまでの助成事業と同じ内容でいかどうか、検討する必要がある。(アラムコ社は、追加支援にあたり、協議会の今後の展開についても期待しているところである。)

(ア) 各種要領と要綱

実施要綱、各種要領について、平成 30 年度のものに基づき別添のとおり作成している。

(イ) 2019 年度助成事業スケジュール

助成金の募集スケジュールは、以下のように設定した。今年度の助成の実施期間も、決定の日から1年間としている。(なお、活動延期の期限を設けるかどうか、検討する必要がある。)

助成に関するスケジュール (案)

- 7月中旬：募集開始
- 8月中旬：募集〆切
- 8月下旬：審査会
- 9月上旬：理事会での承認、選定結果発表

(ウ) 審査会の構成員

審査会の構成員は以下の通り。構成員に変更がある場合は、理事会 ML にて審査員候補者を事務局より提案し、承認を得ることとします。

- | | | | |
|---------|------|-------|---------------------|
| 審査会構成員： | 審査会長 | 岡地 賢 | (理事：コーラルクエスト) |
| | 審査員 | 案納 昭則 | (理事：個人会員) |
| | 審査員 | 比嘉 貢 | (理事：沖縄県環境部自然保護課) |
| | 審査員 | 後藤 亜樹 | (理事：個人会員) |
| | 審査員 | 広野 行男 | (理事：環境省沖縄奄美自然環境事務所) |
| | 審査員 | 吉田 稔 | (理事：八重山サンゴ礁保全協議会) |

(アイウエオ順)

2019 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」実施要領

1. 目的

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進することを目的とします。

2. 申請関係書類の取り扱い

本助成事業の申請のために提出した書類については、審査会内部での取り扱いとし、本人の許可を得ることなく、公開或いは他の業務に利用することはありません。

3. 支援対象経費の内容

本助成に係る対象経費は、非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わるものであり、団体等の運営に係る人件費、事業に直接関係のない備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは対象外とします。

助成対象例) 消耗品、機器賃借料、燃料費、保険料、講師謝礼金、旅費、会場使用料、駐車・高速料金、通信運搬費、印刷費など。

4. 事業実施

(1) 事業の実施は、助成審査結果通知書(第2号様式)が届いてから開始すること。

(2) 助成に際しては、金額や内容等に条件を付す場合がある。その際、提示された条件で事業実施が困難な場合は、辞退することができる。

(3) 活動内容を大幅に変更する場合は、活動変更承認申請書(第4号様式)を提出し、前もって協議会の承認を受けること。

(4) 活動の際及び活動の成果を公表する際には協議会の助成をうけたことを明記すること。

5. 実績報告等

(1) 活動終了時には、速やかに実績報告書(第5号様式)を提出すること。

(2) 実績報告書には、領収書の写し等の関係書類を添付すること。

(3) 上記の提出期日は、事業終了後2ヶ月以内とする。

(4) 実績報告書は協議会のホームページや出版物等で公開する。

(5) 助成を受けた団体については、次回総会終了後に行われる活動交流会等において、活動報告を行うこと。なお、発表する場合は旅費を支給する。

6. 助成金の確定

助成活動実績報告書(第5号様式)の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(第6号様式)により助成対象者に通知します。

7. 助成金の交付

(1) 助成が確定した段階で、助成額の半額を上限として、請求に基づき概算払いをすることができます。事業の実施上全額が必要な場合は、事務局にご相談下さい。

(2) 精算は、事業実施報告書提出後の審査の後に、残額を精算払いします。

2019 年度「サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」募集要領

1 背景及び目的

平成 23 年 2 月、サウジアラムコが日本政府と合意し沖縄県うるま市の沖縄石油基地のタンクを借り受けて開始した原油貯蔵事業で沖縄との関係が深まったことを契機に、県のサンゴ礁の保全再生を支援するため寄付（サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金）を行うことになりました。

寄付金については、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会で受入れ、県内でサンゴ礁保全活動を行っている団体への助成など、サンゴ礁保全のために活用させていただくことになりました。

これにより、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進すること」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体への助成事業を実施します。

2 助成対象の活動内容

助成対象となる活動は、本協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる下記のような内容とします。

例) 攪乱要因の除去活動、サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動、調査研究・モニタリング、その他サンゴ礁の保全に関することなど

※サンゴ移植については、別添の審査基準を参考としてください。

3 支援対象経費の内容

- ・非営利な活動で、申請を行う活動の内容に密接に関わる消耗品などの直接的な経費。
- ・団体等の運営に係る人件費、備品や消耗品など主催者が不適切と判断したものは不可。

4 応募資格

- (1) 本協議会の会員であること
- (2) 本協議会の趣旨に賛同している者であること
- (3) 法令等に違反していないこと
- (4) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (7) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

5 予算及び採択団体または個人

- ・2019 年度予算総額 300 万円
- ・5～10 団体への助成を予定（1 団体あたり 100 万円を上限とする）
- ・2019 年度予算総額から採択団体に分配

6 事業実施期間

決定の日から 1 年間

7 応募方法

(1) 提出書類

① 必須書類

- ・ 助成申請書（第1号様式）
- ・ 事業計画書（様式は任意。内容は事業内容、スケジュール、積算の内訳、予算（収入）に関する事など）
- ・ 団体の概要が分かる資料（様式は任意）

② 任意書類

- 定款（会則等）の写し
- 活動実績（事業報告書や特徴的な活動の実績報告書）
- その他（事業計画書の補足など）

(2) 問い合わせ及び提出先

〒901-2111 沖縄県浦添市経塚 720

一般財団法人沖縄県環境科学センター環境科学部（山川）

Mail : coralreef@okikanka.or.jp TEL : 098-875-5208

(3) 提出方法

- ・ 応募申請書に必要事項を記載し、添付資料を加え、郵送又は直接持参又は
- ・ E-Mail によりファイルを添付（ファイルの形式は pdf ファイルに限る）

(4) 提出期限

2019年8月19日必着

8 提案事業の決定について

(1) 選考方法

- ・ 書類審査
- ・ 審査会により審査を行い、その結果に基づき、協議会の理事会において、その可否を決定します。

(2) 審査基準

- ・ 協議会の趣旨や基本理念に沿った内容か、活動内容（事業の必要性、保全効果、波及効果、安全性、遵法性）と、活動計画と費用の妥当性、これまでの活動実績などを総合的に審査します。

9 その他

- (1) 実施方法、実績報告書、採択条件など詳細については、別途定める要領によるものとします。
- (2) 安全管理について十分に検討し、事業計画書を作成すること。特に、潜水をとまなう活動は、AED、酸素キットの準備を行うこと。活動主体となる団体がこれらの備品を持っていない場合は、借用などを検討すること。

サンゴ移植活動審査基準

1. サンゴ移植の目的が明確であり、単なる集客目的のイベントになっていないこと。
2. 移植に用いるサンゴは、当該地域の関係法令規則に基づいて採捕され由来のはっきりしたものを使っている。
 - a. 試験研究の場合は特別採捕許可を受けている。
 - b. サンゴ移植活動の場合は、正規の手続きに従い採捕・養殖された種苗を用いている。
3. サンゴ礁生態系の遺伝的攪乱に配慮している。
 - a. 海外産のサンゴでない。
 - b. 移植先の海域からできるだけ近い海域のサンゴを使用している。
4. 地域の漁業協同組合などと調整し、理解を得ている。
5. 以下の項目などを考慮して移植場所を選定している。
 - a. サンゴ幼生の自然加入が少ない。
 - b. 赤土や過剰な栄養塩などの影響が少ない。
 - c. 移植するサンゴが元々生息していた環境と似た環境（水深，流れ，波当たり等）。
 - d. 高水温になりにくい環境（流れ，水深など）。
 - e. 移植時点で周囲にオニヒトデが少ない。
 - f. 移植したサンゴが，将来，幼生の供給源となる可能性がある。
 - g. 移植先の元の環境に配慮している。
6. 移植後のモニタリング（生存率や成長など）が計画されている。
7. 移植後の管理計画（海藻類の除去，オニヒトデ・魚類等の食害生物対策など）が組まれている。
8. サンゴ礁保全の普及啓発・広報（活動の経過・結果・成果など）が含まれている。

なお、より詳細な情報につきましては、「沖縄県サンゴ移植マニュアル」を参考にしてください。

< <http://www3.pref.okinawa.lg.jp/site/contents/attach/19664/manual.pdf> >

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業の審査要領

事業名：「2019年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業」

1. 審査員について

- (1) サンゴ礁保全活動助成事業審査会（以下「審査会」）の構成員は理事会で承認する。
- (2) 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命する。
- (3) 審査は審査会長が進行し、審査会長及び審査員は個人的利害から離れ、中立公平に審査する。
- (4) 団体、個人に関わらず、審査会長及び審査員が関係する団体や個人から応募された申請に関しては、その審査会長及び審査員は評価に加わらない。

2. 審査における留意事項

- (1) 審査経過は公表しない。
- (2) 審査過程で起こる外部からの働きかけには、申請の取り下げを除き、対応しない。

3. 審査の手順

- (1) 審査の手順は以下の①～⑤の手順で行う。
 - ①申し込み締切日までに申請のあった申請書について、事務局が必要項目などの内容の取りまとめを行い、審査会前に審査員へ送付する。
 - ②審査は減点方式にて行う。審査員は当該審査にかかる書類を熟読し、審査項目別に評価し、評価結果を審査会開催前に事務局に提出する。
 - ③審査の際、申請内容について確認が必要な場合は、事務局を通して申請者へ問い合わせる事ができるものとする。
 - ④事務局は審査員全員の評価結果を合計し、点数の高い順に序列を付け、審査会にて提示する。
 - ⑤審査会では、事前に評価した内容をもとに審査し採択について検討する。
 - ⑥審査については以下のとおり行うこととする。
 - ア. 原則として採択は評価点数の高い順に序列に従って行う。
 - イ. 同点者が出た場合は、審議して序列を決める。
 - ウ. 上記のア、イの項目に限らず、特別に配慮することがあれば審議して序列変更の可否を決める。なお、特別に配慮することに相当するかどうかは審査会で審議して決める。
 - エ. 申請書の支出項目を精査し、適切でない支出項目が含まれる場合は、申請額を減額し、採択する。適切でない支出項目の判断については、募集要領に照らして審査会で審議決定する。
 - オ. 採択件数は助成予算総額と申請予算総額との関連で決める。

4. 審査項目

(1) 評価は設定した複数の評価項目について行う。

(2) 評価項目および各評価項目の配点は次の通りとし、総得点を50点とする。

①事業の必要性	10点
②事業の保全効果	10点
③事業の波及効果	7点
④計画の妥当性	5点
⑤経費の妥当性	8点
⑥事業の安全性	5点
⑦事業の遵法性	5点

(3) 審査員は総得点50点から、申請書に減点対象となる内容があれば、対応する評価項目の配点内（最低得点は0点）で減点していく。減点する場合は、下記の基準で判断すること。

①評価項目に、減点対象となる内容があれば、その対象毎に減点する。

②判断の基準は、減点対象の内容が「良くない」と判断される場合は-1点、「非常に良くない」判断される場合は-2点とする。

③いずれかの評価項目において、審査員の過半数以上が0点の評価をした場合、当該申請は不採択とする。

6. 助成対象の決定について

(1) 審査会は、審査結果を理事会へ報告することとする。

(2) 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を申請者に通知するものとする。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 サンゴ礁保全活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」という。）は、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うこと」を目的として、サンゴ礁保全活動等を行う団体または個人への助成事業を実施する。

(助成対象活動)

第2条 助成対象となる活動は、協議会の趣意書・基本理念に合致するもので、海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動となる次の内容とする。

- (1) 攪乱要因の除去活動
- (2) サンゴ礁保全に関する意識の向上・広報啓発等の活動
- (3) 調査研究・モニタリング
- (4) その他サンゴ礁の保全に関すること など

(助成対象)

第3条 助成対象は、次の条件を満たす団体・個人でなければならない。

- (1) 協議会の趣旨に賛同し、会員の資格を有していること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 予算、決算、事業報告を適正に行えること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的としていないこと。
- (6) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(助成事業の手続き等)

第4条 助成を希望するものは、助成申請書（第1号様式）に関係書類を添付の上、協議会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- 2 手続き等については、別に定める要領等に従うものとする。

(普及広報)

第5条 助成対象者は、助成対象活動の際及び活動の成果を公表する際には、協議会からの助成を受けた活動である旨の普及広報に努めるものとする。

- 2 活動実施後、協議会活動交流会等において、活動報告を行うこと。

(助成事業の窓口)

第6条 協議会は、助成事業の事務を円滑に行うために助成事業業務の全部または一部を、外部の第三者に委託することができるものとし、その実務は次のとおりとする。

- (1) 協議会名義の口座（助成事業分）の通帳等の管理
- (2) 本助成事業の出納管理等の会計事務

- (3) 本助成事業にかかる外部からの問い合わせへの対応
- (4) 本助成事業業務に関する申請受付の開催等に係る事務、実績報告等の取りまとめ
- (5) その他、本助成事業の実施に関する業務

(審査会)

第7条 協議会は、助成対象活動の公平な決定を行うために、サンゴ礁保全活動助成事業審査会(以下「審査会」)を設置することとし、その構成員は、理事会で承認するものとする。

- 2 審査会の構成は、審査会長及び審査員とし、審査会長は理事の中から会長が任命するものとする。
- 3 審査会は、第4条により提出された助成申請書等について審査(必要に応じて申請者に対しヒアリング)を行い、助成対象活動として相応しいものを選定する。
- 4 審査会で技術的な判断が困難な場合は、外部の有識者にヒアリングできるものとする。その際には、申請内容の取り扱いに十分注意する。

(助成対象の決定等)

第8条 理事会は、審査会からの審査結果を承認し、その結果を助成審査結果通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項による助成審査結果通知を受けた後、この助成金の申請を取り下げようとするときには、この通知を受けた日から起算して20日以内に、その旨を記載した書面を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 審査結果通知書により通知を受けた助成対象団体は、審査結果通知書にある採択金額の半額を限度とし概算払い請求書(第8号様式)により申請できる。

(活動費等の変更)

第10条 助成対象活動について変更が生じた場合は、速やかに会長に助成活動変更承認申請書(第3号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。但し、会長が軽微な変更であると判断した場合は、この手続きを省略することができる。

- 2 助成対象活動の活動費総額等の変更を承認する場合は、その旨を、助成対象活動変更承認通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成対象活動の実施確認)

第11条 協議会は、必要に応じて、助成対象活動が申請書の記載内容に基づき適正に実施されているか否か、ヒアリングや現地調査等により確認する。

(実績報告)

第12条 第9条の規定に基づき助成金の交付を受けた者は、活動完了後、助成活動実績報告書(第5号様式)に関係書類を添付のうえ、提出しなくてはならない。

- 2 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成金額の確定)

第13条 助成活動実績報告書の書類審査及び必要に応じて行うヒアリングや現地調査等により、助成金額確定通知書（第6号様式）により助成対象者に通知する。

- 2 前項において、報告に係る助成対象活動の結果が活動費の減額等により、既に交付した助成金の一部返還等が必要と認められるときは、助成金一部返還請求書（第7号様式）により、助成金の返還を命じることができる。
- 3 詳細については、別に定める要領等に従うものとする。

(助成の取り消し等)

第14条 助成の取り消し等については、別に定める要領等に従うものとする。

(帳簿等の整備)

第15条 助成金の交付を受けた者は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を助成活動が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

この要綱は、平成29年6月17日から施行する。